

富士地域産業保健センター (地域窓口)

小規模事業場で働く労働者の
健康づくりをサポートします。

自覚症状がない
からと異常所見を
そのままにして
いませんか？

心の健康に
不安を感じて
いませんか？

労働者が
50人未満の
事業場が対象！

富士地域産業保健センター(地域窓口)

〒417-0061 富士市伝法 2850 (富士市医師会内)

TEL・FAX 0545-57-5211

Eメール: sanpo@fuji.shizuoka.med.or.jp

相談は
無料!!

守秘義務は厳守します

● 地域産業保健センターとは ●

労働者の健康管理は、近年過重労働やメンタルヘルス対策が大きな課題になっています。

地域の小規模事業場（従業員数50人未満）の事業主や労働者に対して、健康診断の事後相談、保健指導などさまざまな相談に対応しています。

さらに、事業主からの相談内容や要望に応じて、直接事業場を訪問し、メンタルヘルス対策や労働衛生管理についての助言指導も行います。

★ 内 容 ★

1 労働者の健康管理についての相談

① 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

定期健康診断の結果、血中脂質・血圧・血糖値・尿中の糖及び心電図に異常所見があった労働者に対して、医師や保健師による日常生活についての指導が受けられます。

② メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

こころの健康に不安を感じている労働者や、その事業者に対して医師または保健師の相談が受けられます。

2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

事業主は異常所見のあった労働者に対して、健康保持に必要な措置についての意見を医師に聞くことができます。

3 長時間労働者に対する面接指導

時間外や休日の労働時間が1ヵ月当たり100時間を超える等、疲労の蓄積が認められる労働者に対して医師による面接指導が受けられます。

4 ストレスチェックの高ストレス者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要とストレスチェックの実施者が判定した者を対象に、医師による面接指導が受けられます。

★実施場所★

1 相談窓口

- 富士市医師会館 (富士市伝法 2850)
毎月第1・3木曜日 13:30～14:30
- 富士宮市医師会館 (富士宮市矢立町 693)
4月・7月・10月・1月の第4木曜日 13:30～14:30
- 富士市浮島工業団地協同組合 (富士市中里 2626-22)
奇数月第2木曜日 13:30～14:30

2 サテライト窓口

富士市・富士宮市内の協力産業医の医療機関において開設しますので、職場や自宅近隣の医療機関で相談することができます。
(詳しくはお問い合わせください。)

3 事業場訪問による相談窓口

産業医等が事業場を訪問し、健康相談や指導を実施します。

〈ご利用方法〉

各サービスのご利用には事前に「利用申込書」による申し込みが必要です。
まずはお電話・FAX・Eメール等でお問い合わせください。

尚、50人以上の事業場への産業医の紹介も行っておりますのでお気軽にご相談ください。

富士地域産業保健センター
(地域窓口)

TEL・FAX

0545-57-5211

Eメール: sanpo@fuji.shizuoka.med.or.jp



